

理 事 長 殿
校 長 殿

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 東京支部
支部長 山 中 祥 弘
(公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 会長)

公
印
略

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 表彰（教職員・学習者・その他）についてのご案内

本年もあと残りわずかとなり、校務ご繁忙のことと存じます。

さて、表題の件について、下記に基づき申請を受け付けます。ご希望の学校は同封の申請書に、必要事項をご記入の上、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

記

1 教職員表彰の対象者

専修学校各種学校の教員もしくは職員としての勤務成績が優秀で、専修学校各種学校教育の発展に寄与した功績が著しく、規定の在籍（勤続）期間を経過した者とし（詳細は別紙「解説」をご覧ください）。

2 学習者表彰の対象者

在学中の学業技芸に対する精励さが卓越し、かつ成績が極めて優秀であると認められる者とし（詳細は別紙「解説」をご覧ください）。

3 その他必要とする表彰

教職員または学習者以外で、専修学校各種学校教育に携わり、表彰に値すると認められる者とし（詳細は別紙「解説」をご覧ください）。

4 申請受付期間

令和4年1月20日(木)～2月25日(金)

5 手数料

教職員	1名	3,100円(消費税込み)
学習者	1名	2,400円(消費税込み)
その他必要とする表彰	1名	3,100円(消費税込み)

6 申請・手数料支払い

同封の申請書(様式1教職員、様式2学習者、様式3その他必要とする表彰)に必要事項をご記入して郵送にて提出するとともに、手数料を下記いずれかの口座にお振込みください。

ゆうちょ銀行	〇一九店(ゼロイチキユウ店)	当座預金	0142984
三菱UFJ銀行	新宿中央支店	普通預金	3825317

【口座名義】 シャ)トウキョウトセンシュウガクコウカクシユガクコウキョウカイ
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

7. 表彰状お渡し

申請書および手数料入金を確認後、順次郵送等にてお送りします。
表彰者氏名、年月日の記入は各校で記入してください。

8. 申請書郵送先・問い合わせ先

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
担当:総務経理課 野田、村井 murai@tsk.or.jp
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6F
TEL:03-3378-9601 FAX:03-3378-9625

表彰申請についての解説

1. 教職員表彰

対象者は、専修学校・各種学校の教員もしくは職員として勤務成績が優秀で、専修学校各種学校教育の発展向上に寄与した功績が著しく、規定の在職（勤続）期間を経過した者等とします。

* 教員とは以下の者で、正教員として都道府県へ届け出を行っている教員を指します。

[専修学校] 専修学校設置基準第41条から第43条に定められた教員の資格を有する者。

[各種学校] 各種学校規程第7条及び第8条に定められた教員資格を有する者。

* 職員とは、専修学校・各種学校の認可を受けている学校で事務処理等を行っている職員を指します。

寮監・用務・保健等を担当されている職員を含みます。

* 非常勤の教職員は、学校長が常勤の教職員と同等の勤務を行っていると判断した場合に教員表彰の対象者となります。

* 「勤務成績が優秀」とは、学校長の裁量でご判断ください。

* 「特に表彰に値すると認められる」とは、勤務成績以外の個人の功績や善行、成果、荣誉、姿勢、労苦などを示すもので、勤続年数の制限はありません。

* 在職（勤続）期間は、原則として奉職日から学校長が支部長へ書類を申請した日を基準としてください。

* 複数の学校に在職（勤続）した場合は、各校での在職年数を累計してください。

* 表彰区分は在職期間等により教職員各々7つとし、教員①～⑦、職員が⑧～⑭（①⑧5年以上、②⑨10年以上、③⑩15年以上、④⑪20年以上、⑤⑫25年以上、⑥⑬30年以上、⑦⑭特別表彰）に分かれます。

* 申請時点で既に退職している教員・職員でも、規定に該当する場合は、表彰対象者となります。

2. 学習者表彰（英語表記を含む）

対象者は、被表彰者が在学する機関で、同期の学習者のうち、学業が優秀であると在学する機関の長が認めた者。または、特に表彰に値すると認められる者等とします。

* 「同期の学習者のうち」とは、各機関・各学年の各学科においてとお読みください。

* 「学業が優秀である」とは、特に目安・制限はありませんので、各機関でご判断ください。

* 「特に表彰に値すると認められる」とは、学業以外の個人の功績や善行、成果、荣誉、姿勢、労苦などを示すもので、学業成績とは関係ありません。

3. その他必要とする表彰

対象者は、教職員または学習者以外で、専修学校・各種学校教育（職業教育・キャリア教育）に携わり、表彰に値すると認められる者等とします。

* 「教職員、学習者以外」とは、各校や都道府県支部の活動に協力のあった方（関連業者や研修会の講師等）や都道府県支部事務局職員等（退職者含む）とします。当財団への申請については、貢献度を考慮して各都道府県支部でご判断ください。

4. 表彰回数

いずれの表彰も、表彰回数にも制限はありません。

5. 個人情報の取扱について

表彰状交付の際にご提供いただく個人情報は、交付の実施を目的として、目的の必要な範囲で使用されます。また、個人情報は次の場合を除き第三者に開示しません。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社に対して、利用目的の達成に必要な範囲で個人情報の取扱を委託する場合
- (3) 統計データなど個人を識別できない状態に加工した場合
- (4) 法律等に基づき、開示を求められた場合